

市 有 地 売 払 い

一般競争入札参加要領

平成 2 8 年 1 2 月 7 日（水）実施

物件番号 1 越谷市神明町二丁目 6 0 番 1（宅地）942.22 m²

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
この入札参加要領をよくお読みください。

平成 2 8 年 1 1 月

越 谷 市

目 次

一般競争入札参加要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

入札保証金の納付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

契約書式

・土地売買契約書（物件番号1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

越谷市神明町二丁目60番1 宅地 942.22 m²

物件調書・その他

・物件調書（物件番号1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

入札書式

・一般競争入札参加申込書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

・一般競争入札参加申込書（物件番号1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

・委任状（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

・入札書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

・入札保証金提出書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

【問合せ先】

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

越谷市役所市長公室公共施設マネジメント推進課

電話048-963-9124（直通）

一般競争入札参加要領

越谷市では、以下のとおり市有地の一般競争入札による売払いを実施いたします。入札に参加される方は、次の各事項をご承知の上、各自で必ず物件の調査をして、確認をされた上で、入札をしてください。

1. 入札に付する物件

入札に付する物件は、次のとおりとします。

物件 番号	所 在	地 目	地 積(㎡)	備 考
1	越谷市神明町二丁目 6 0 番 1	宅 地	942.22	建物解体撤去条件付

※予定価格（最低売却価格） 金 7 8 , 6 0 0 , 0 0 0 円

※「建物解体撤去条件」とは、この土地の上に存する建物及び建物の付帯設備、工作物その他一切の動産を解体撤去することをいう。

2. 入札参加条件

次の（１）、（２）のいずれにも該当しない者であることが入札参加の条件となります。

（１）本件建物解体撤去条件付土地売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

（２）次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とします。）

①故意に入札に付する不動産を損傷し、その価値を減少させた者

②公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

③落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④入札の実施に当たり係員の職務の執行を妨げた者

⑤正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者

⑥市に提出した書類に虚偽の記載をした者

⑦前各号の一に該当する事実があった後３年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑧「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年５月１５日法律第７７号）に規定する暴力団員との関係が特に認められる者

⑨「破壊活動防止法」（昭和２７年７月２１日法律第２４０号）に規定する暴力主義的

破壊活動を行う団体及びその構成員

- ⑩当該物件の購入目的が「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務に当たる場合の買受申出者
- ⑪前号⑧から⑩に該当する者から委託を受けた者

3. 契約条件

契約の条件については、別添に示す建物解体撤去条件付土地売買契約書（案）のとおりですので条文をよく確認の上、入札に参加してください。

4. 物件の調査

入札に参加しようとする方は、物件調書を参考にして、各自で参加申込み前に必ず調査をしてください。

また、物件の内覧を次のとおり実施しますので、内覧を希望する場合には、直接現地にお越しください。

- ①日 時 平成28年11月17日（木）午後2時から3時まで
- ②場 所 越谷市神明町二丁目60番1（現地集合）

また、物件調書はあくまで参考であり、現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして、法令上の制限等を十分に確認し、入札に参加してください。

5. 入札参加申込み

- （1）入札参加者は、事前に一般競争入札参加申込書を提出しなければ入札することができません。なお、郵送等による申込みは受け付けいたしません。
- （2）入札参加申込みの受付期間、受付時間及び受付場所は、次のとおりです。
 - ①受付期間 平成28年11月28日（月）から12月2日（金）まで
 - ②受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - ③受付場所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷市役所市長公室公共施設マネジメント推進課（本庁舎2階）
 - ④提出書類 一般競争入札参加申込書

6. 入札及び開札の日時

入札及び開札の日時は、次のとおりです。

- ①入札期日 平成28年12月7日（水）
- ②入札時間 午後2時から
- ③開札時間 入札締切り後、即時

7. 入札及び開札の場所

入札及び開札の場所は次のとおりです。

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第三庁舎5階第7会議室

8. 入札保証金

- (1) 入札参加者は、越谷市が定めた額の入札保証金を入札保証金提出書により、入札当日に入札場所で納入していただきます。
- (2) 入札保証金の納付は、銀行振出小切手（東京手形交換所加盟の金融機関が振り出すもので、振出日から起算して5日を経過していない小切手）で納付していただきます。
※小切手には、「横線」があり、支払先を銀行に限定し、不正な所持人への支払いを防止していること。（入札保証金の納付について参照）
- (3) 入札保証金額は、金4,000,000円になります。

9. 入札

- (1) 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印の上、封筒に入れて所定の入札箱に投入してください。
- (2) 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、当該代理人をして、委任状（印鑑証明書添付）を入札書に同封させてください。
- (3) 入札書、委任状用紙及び入札保証金提出書等は、入札参加申込受付時に交付します。

10. 入札金額の表示

入札金額は、物件の価額の総額を表示してください。

11. 入札書の書き換え等の禁止

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引替え又は撤回をすることはできません。

12. 開札

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行います。
- (2) 入札者が開札に立会わないときは、当該入札事務に関係のない越谷市職員を立ち合わせます。

13. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札の時間内に入札保証金を納入しない者の入札
- (3) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの

- (4) 同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (6) 代理人で委任状を提出しない者の入札
- (7) 入札書の金額を訂正したもの
- (8) 記載事項（入札金額を除く。）を訂正した場合においては、その箇所に押印のないものの
- (9) 著しく反社会的行動をとるなど、明らかに公有地の処分相手にふさわしくないことが判明した者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

14. 落札者

落札者は、越谷市の予定価格以上の価額で最高の価額をもって入札した者としてします。

15. くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない越谷市職員にくじを引かせます。

16. 入札結果の通知

開札をした場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

17. 契約の締結

落札者は、平成28年12月16日（金）までに別添に示す様式の契約書により契約を締結していただきます。

18. 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を越谷市の発行する納入通知書により納付していただきます。ただし、契約の締結と同時に、売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

19. 入札保証金の返還等

- (1) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後直ちに入札の場所で返還します。

- (2) 落札者が納付した入札保証金は、18に定める契約保証金に振り替えます。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、当該代金の一部に充当します。
- (3) 入札保証金を契約保証金に振り替える場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を18の例により納付しなければなりません。

20. 入札保証金の利息

入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

21. 入札保証金の没収

落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、越谷市に帰属することになります。

22. 売買代金の支払期限

売買代金は、契約締結と同時に全額を支払う場合を除き、越谷市の発行する納入通知書により、契約締結日から30日以内に支払っていただきます。売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は越谷市に帰属することになります。

23. 所有権の移転

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状で引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、越谷市が行います。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙、登録免許税など契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

24. 建物等の解体撤去

- (1) 落札者においてこの建物（建物の付帯設備、工作物その他一切の動産を含む。）を解体撤去することとします。解体撤去の報告の確認後、越谷市は、速やかにこの建物の滅失登記を行いません。

また、この建物の解体撤去は、所有権移転後1年以内に完了することとします。

なお、この土地の所有権の移転後のこの建物の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、落札者の負担とします。

- (2) 解体撤去に係る騒音・振動・粉じん対策については、次のとおり配慮してください。
 - ①建設機材は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用してください。
 - ②騒音・振動計は、外部から表示を確認できるように敷地境界付近に設置してください。
 - ③解体防音パネルを解体建物の周囲に設置してください。

④作業は、十分に散水を行い、粉じんの飛散防止に努めてください。

25. 瑕疵担保責任

落札者が、個人以外の場合は、越谷市は売却不動産（土地）に係る瑕疵担保責任（地中埋設物、土壌汚染、越境工作物等を含む。）を一切負わないものとします。

26. 境界の明示

越谷市は、落札者に対して本件不動産の現地における境界の明示を省略するものとします。

27. 売却に係る条件

- （１）物件資料と現況が相違している場合は、現況が優先します。
- （２）現況有姿の引渡し（擁壁及びフェンス、柵、建築物内部品等を含む。）となりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。
- （３）対象物件の土地に係る土壌汚染調査及び地質調査については、実施していません。
- （４）対象物件の確定測量は実施しています。
- （５）越境物があった場合、市は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っておりません。
- （６）対象物件の建物に係る石綿使用調査については、実施していません。
- （７）建物の解体撤去後における予定建築物の用途は「戸建住宅」とします。

なお、所有権移転完了後３年以内に戸建住宅の用途に供することとします。

28. 配慮義務

購入者は、周辺住民に土地利用計画の周知を図ると共に、住民の意見を十分聴取するなど、適切な対応に努めてください。

29. その他

- （１）この要領に定めのない事項については、越谷市例規その他関係法令の定めるところによります。
- （２）入札で落札者がなかったとき、越谷市は入札参加者のうちから希望を募り契約の交渉に入ることがあります。

入札保証金の納付について

入札保証金は、入札金額により保証金の金額がかなりの額になることから、小切手による納付になります。

1. 入札当日に用意していただく小切手については、別紙「銀行振出小切手の見本」を参照してください。

2. 別添の「入札保証金提出書・入札保証金返還受領書」は小切手納付用の書類です。

(1) 入札当日はこの書類に、住所、氏名（代理の場合も代理人ではなく入札者の氏名にしてください。）、金額、内訳等記入のうえ、小切手とともに持参してください。

(2) 「入札保証金返還受領書」は保証金（小切手）をお返しする際に必要となる書類です。

＊落札できなかった場合に必要となる書類です。

3. 入札当日の持参品

(1) 委任状（代理人が参加される場合のみ、申込者本人の印鑑証明書を添付）

(2) 入札保証金提出書兼入札保証金返還受領書

(3) 入札保証金（銀行振出小切手・上記参照）

(4) 入札書

(5) 印 鑑 申込者本人が入札される場合は、申込書の申込者印と同じ印鑑（実印）
代理人の方が入札される場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑

(6) 封 筒 形式任意

(7) その他 筆記用具（黒ペン又はボールペン）

本書（市有地売払い一般競争入札参加要領）

銀行振出小切手の見本

入札保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（預金小切手又は預手という）だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。

AB0123	小切手	東京 5678 0123-456
支払地〇〇市〇〇〇丁目		
株式会社 〇〇銀行〇〇支店		
¥ 10,000,000 - ※		
上記の金額をこの小切手と引換えに 持参人 殿へ お支払ください。		
平成〇〇年〇月〇日	株式会社〇〇銀行 〇〇支店	
振出地 〇〇市	支店長 〇 〇 〇 〇 印	

※ 横線必要

(例) ※ 持参人

- (注) ①振出人、支払人とも同一金融機関であること。
②持参人であること。
③振出日から5日以内であること。

建物解体撤去条件付土地売買契約書（案）

越谷市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、土地の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有に属する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所 在	地 番	地 目	地 積（㎡）	備 考
越谷市神明町二丁目	6 0 番 1	宅 地	942.22	公 簿

2 乙は、第8条の規定に基づき、この土地の上に存する建物（以下「この建物」という。建物の付帯設備、工作物その他一切の動産を含む。）を解体撤去しなければならない。

（売買代金）

第2条 この土地の売買代金（以下「代金」という。）は、金〇〇〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金〇〇〇〇〇円を、この契約の締結と同時に甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付けないものとする。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を、前条の代金の一部に充当するものとする。

4 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰す理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

（代金の支払い）

第4条 乙は、第2条の代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〇〇〇〇〇円を、甲の発行する納入通知書により、平成〇〇年〇〇月〇〇日までにその指定する場所において支払わなければならない。

（違約金）

第5条 乙は、第2条の代金を、その支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を支払わなければならない。

（所有権の移転及び物件の引き渡し）

第6条 この物件の所有権は、乙が第2条の代金（前条の違約金がある場合は、これを含む。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 この土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 乙は、前条第1項の規定によりこの土地の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に関する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、第8条第3項の規定による解体撤去の報告の確認後、速やかに、この建物の滅失登記を嘱託するものとする。

(解体撤去)

第8条 乙は、この建物については、前条第1項の所有権移転登記完了後1年以内に解体撤去しなければならない。

2 この土地の所有権の移転後のこの建物の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

3 乙は、この建物の解体撤去が完了したときは、速やかに、甲に解体撤去の完了を書面により報告することとする。

(調査の有無)

第9条 乙は、この建物について石綿使用調査を実施していないことを了知する。

2 乙は、この土地について土壌汚染調査を実施していないことを了知する。

(用途指定)

第10条 乙は、この土地を戸建住宅の用途に供し、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に供してはならない。ただし、書面で甲の承諾を得て、周辺への影響の少ない他の用途にその一部を供することができる。

(指定用途に供すべき期日)

第11条 乙は、この土地を第6条第1項の所有権移転完了後3年以内に指定用途に供するものとする。

(瑕疵担保責任)

第12条 この契約締結後、甲は、この土地に係る瑕疵担保責任（地中埋設物、土壌汚染、越境工作物等を含む。）を一切負わないものとする。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合は、契約締結の日から1年間に限り民法第570条に規定する担保の責任を負う。

(譲渡禁止等)

第13条 乙は、第8条第1項の解体撤去後、第10条による指定用途に供されることが事実となるまでの間、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地を第三者に貸し付けてはならない。

(境界の疑義等)

第14条 乙は、この土地の引渡しを受けた後、この土地の境界について第三者との間に疑

義が生じたときは、乙の責任において処理するものとする。

- 2 この契約について、第三者から異議の申立てがあったときは、乙の責任において処理するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 乙は、前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲の指定する日までにこの土地に係る一切の物件を収去の上、これを甲に返還しなければならない。

- 3 第1項の解除により発生する一切の費用は、乙の負担とする。

(返還金等)

第16条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。

ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約の解除等による土地の賃借料相当額の支払義務)

第17条 乙は、第15条の規定によりこの契約を解除したときは、甲から乙にこの土地を引き渡した日から甲が乙からこの土地の返還を受けた日までの土地賃借料相当額を、甲の定める方法により甲に支払うものとする。

(相殺)

第18条 第15条の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲は、この契約に基づき

乙が甲に支払うべき土地賃借料相当額その他金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とを、その相当額につき相殺することができる。

(乙の原状回復義務)

第 19 条 乙は、甲が第 15 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項に定めるところによりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 20 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときには、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第 23 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲へ報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

(疑義の決定等)

第 24 条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号
越 谷 市
越谷市長 高 橋 努 印

(乙)

(注) 売買契約時に売買代金を一括納付する場合は、関連条項に一部変更があります。

物件番号 1

物 件 調 書

予定価格		78, 600, 000円
土地	所在地	越谷市神明町二丁目60番1
	地 目	宅 地
	土地 積	942. 22㎡(公簿)
	現 況	建付地
	形 状	ほぼ長方形
	道 路 付	北東側(市道50330号線)・南東側(市道50299号線)
建物	住所表示	越谷市神明町二丁目60番地1 (家屋番号 60番1・種類 診療所)
	築 年 月	平成14年12月13日
	構 造	鉄骨造陸屋根2階建
	延床面積	1階 274. 36㎡ 2階 232. 52㎡
	そ の 他	受水槽等の工作物他
法令制限	用途地域	第一種低層住居専用地域(建ぺい率60%・容積率100%)
	都市施設	なし
	建築制限	道路斜線・北側斜線・絶対高さ(10m)・日影規制
	防火地域	なし
	開発許可	越谷市都市整備部開発指導課
私道の負担等		なし
給排水施設	電 気	東京電力エナジーパートナー(株)
	都市ガス	東彩ガス(株)
	上 水 道	越谷・松伏水道企業団
	下 水 道	越谷市建設部下水道課
交通機関		東武スカイツリーライン「北越谷」駅より約1,300m
公共機関		小学校 約700m 市立宮本小学校 中学校 約500m 市立西中学校
周辺状況		低層の戸建住宅を中心とする中に、アパート等が混在する住宅地域
特記事項		別紙のとおり

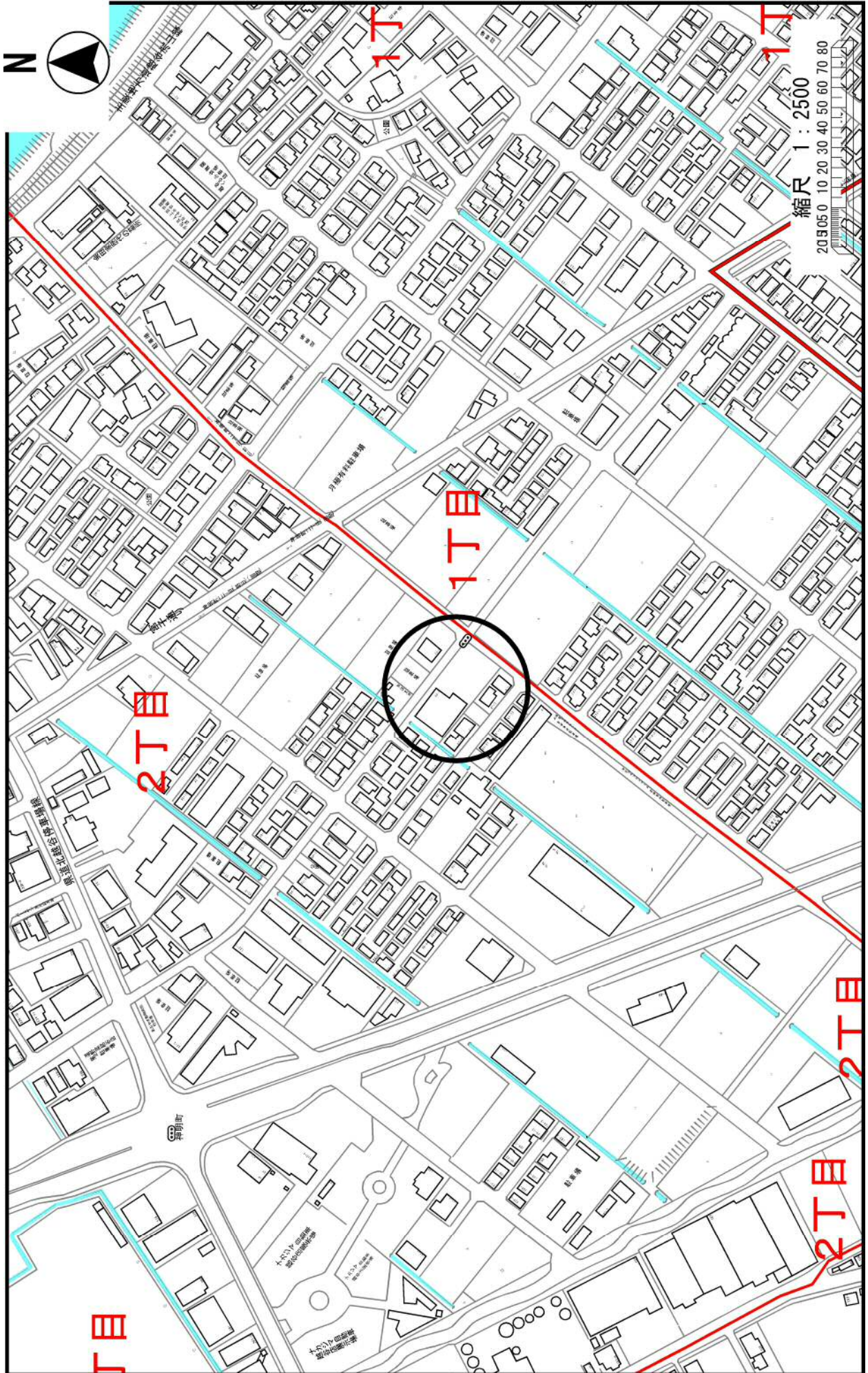
※ この調書その他の添付資料は、あくまで参考であり、現況を優先します。各自で必ず物件の調査をしてご確認ください。

(別紙) 物件番号 1

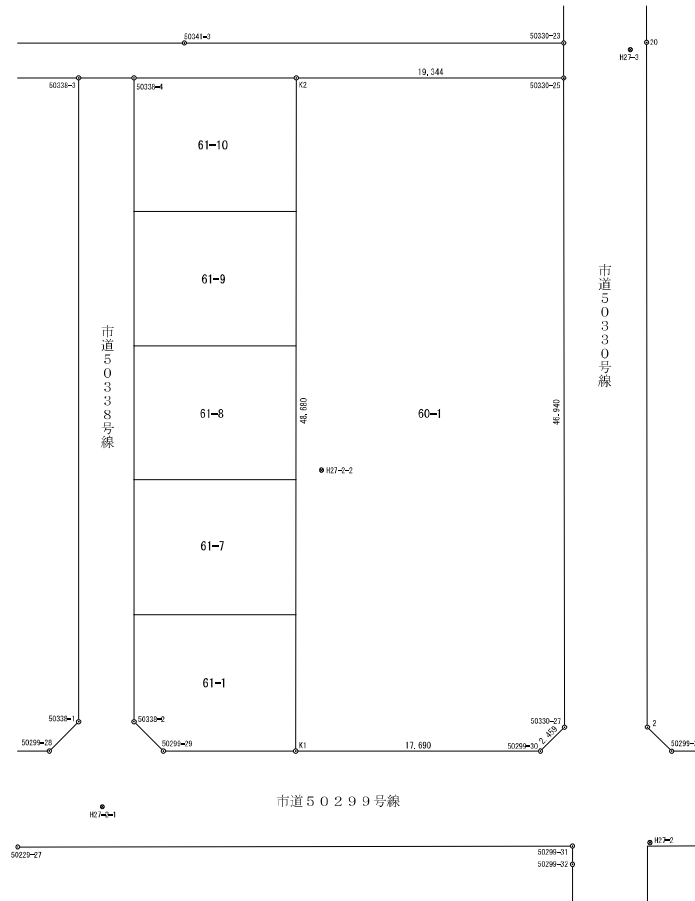
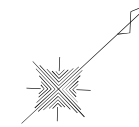
特 記 事 項

1. 建物解体撤去条件付き売却となります。
2. 建築物の用途は戸建住宅に限定します。
3. アスベストの有無は調査しておりません。
4. 土壌調査は行なっておりません。
5. 現況有姿での引渡しとなります。この調書その他の添付資料はあくまでも参考であり、現況を優先します。
6. 市は、この土地に係る瑕疵担保責任(地中埋設物、土壌汚染、越境工作物等を含む。)を一切負いません。
7. 確定測量は実施済です。
8. 市は、越境状態の解消等を行っていないので、越境物等があった場合は、落札者が越境物所有者と協議してください。
9. 建築基準法第22条による区域です。

図内案



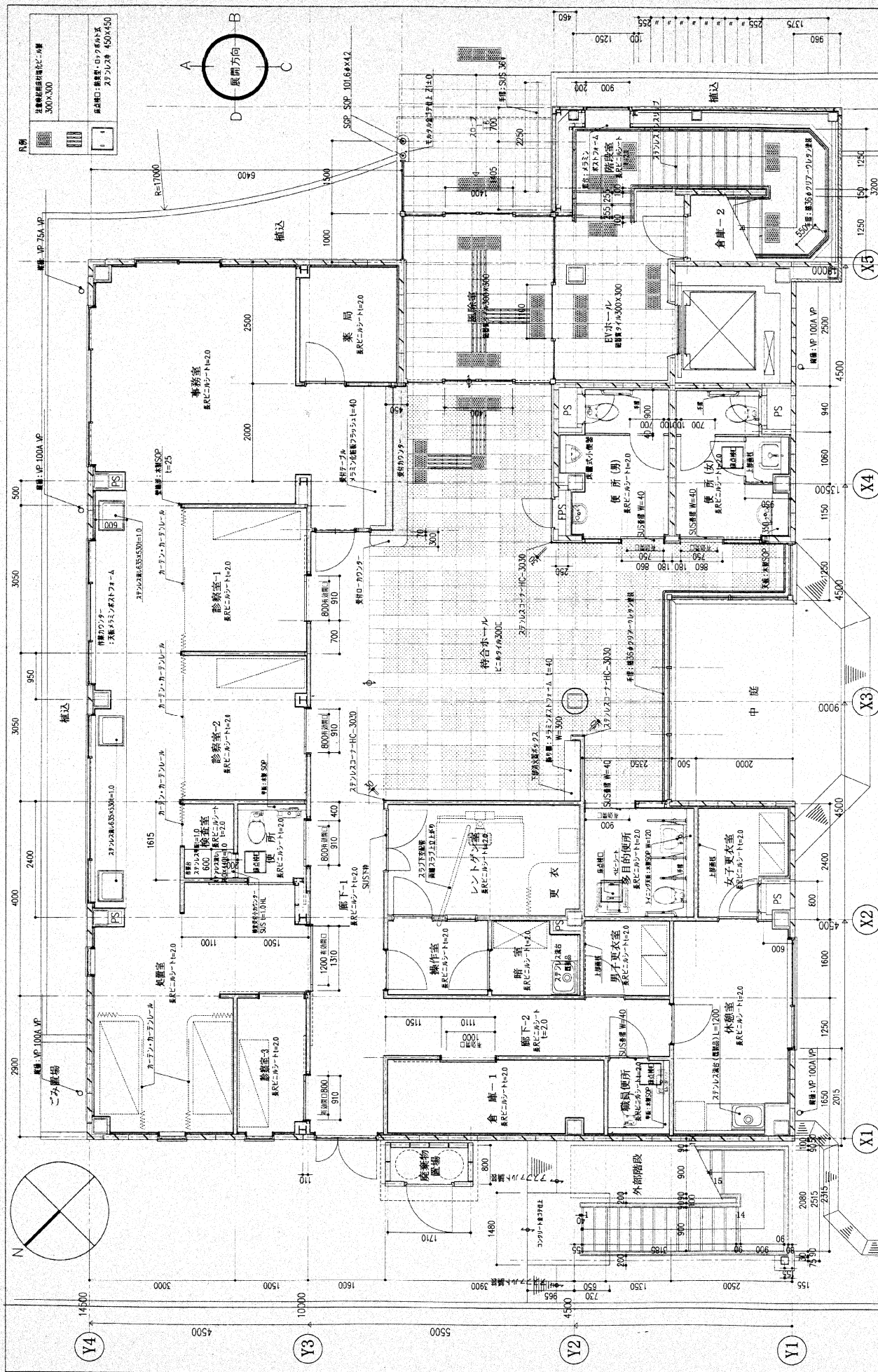
越谷市
神明町二丁目



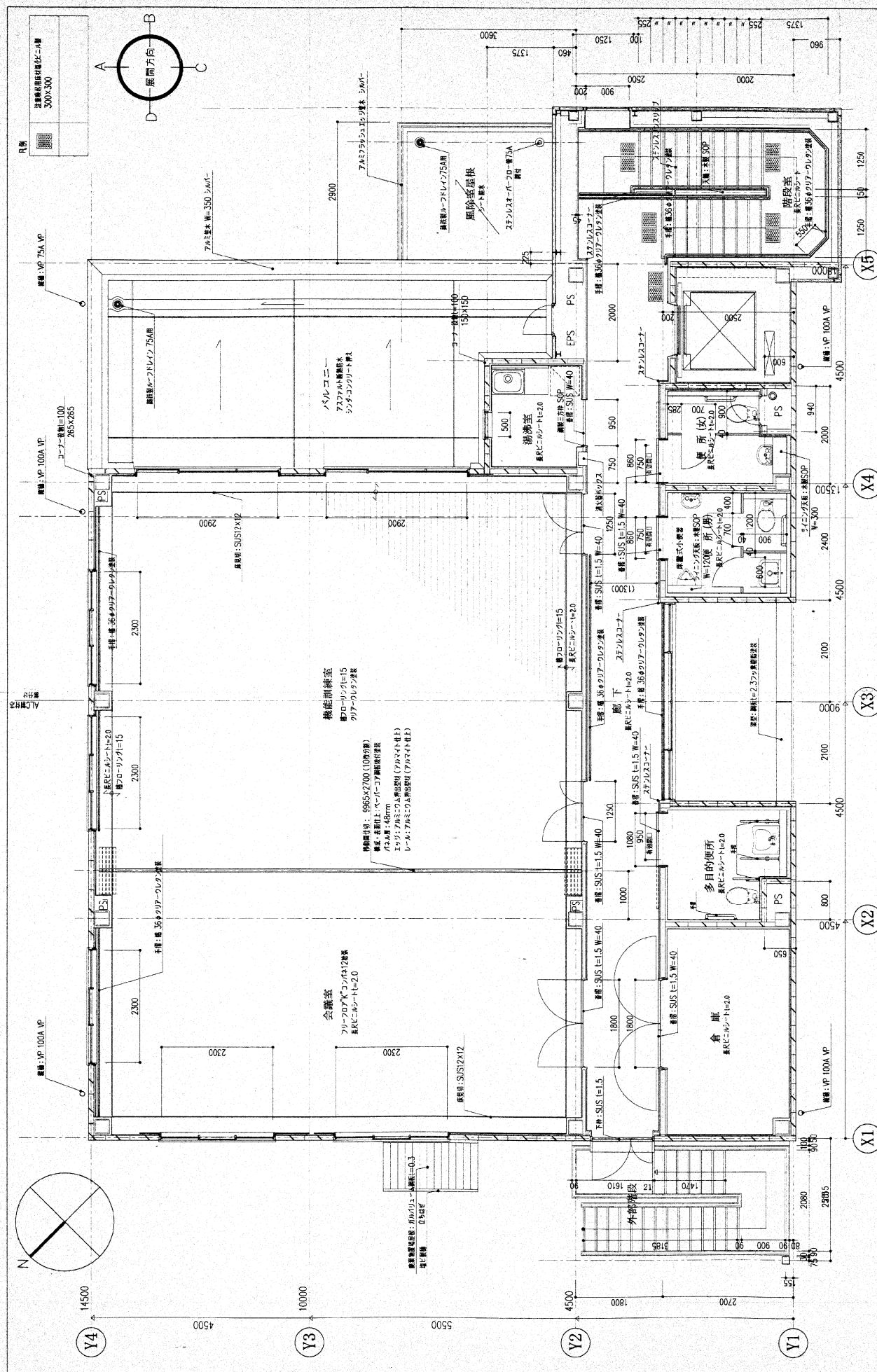
基準点座標一覧				
点番	点名	X座標	Y座標	備考
6	H27-2	-11585.183	-5653.133	新設金属標
7	H27-3	-11550.764	-5699.018	新設金属標
11	H27-2-1	-11614.652	-5679.707	新設金属標
12	H27-2-2	-11587.138	-5688.992	新設金属標

境界点座標一覧				
点番	点名	X座標	Y座標	備考
45	50330-27	-11584.860	-5663.521	既設金属標
47	50299-30	-11587.302	-5663.232	既設金属標
70	K1	-11601.184	-5674.197	新設金属標
71	K2	-11570.995	-5712.386	新設金属標
41	50330-25	-11555.816	-5700.396	既設コンクリート杭

座 標 求 積 表						
地 番	60-1					
No.	標識	Xn	Yn	辺 長	点間No	
50330-27		-11584.860	-5663.521	2.459	50299-30	
50299-30		-11587.302	-5663.232	17.690	K1	
K1		-11601.184	-5674.197	48.680	K2	
K2		-11570.995	-5712.386	19.343	50330-25	
50330-25		-11555.816	-5700.396	46.940	50330-27	
				倍 面 積	-1884.446613	
				面 積	942.2233065	
				地 積	942.22 m	

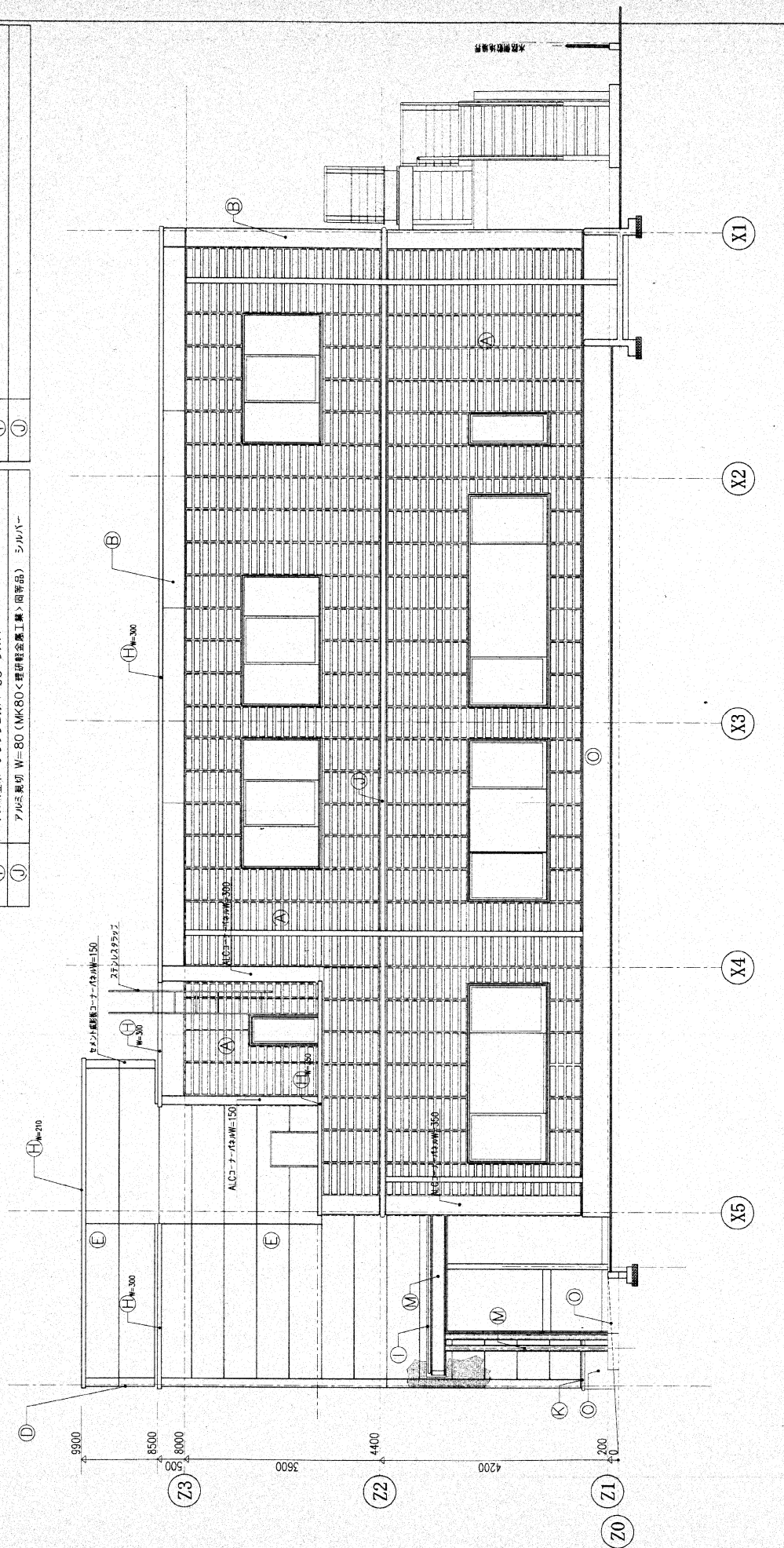


図面番号	15 / 53
縮尺	1 / 50
図面名称	1 階平面詳細図
工事名称	飯橋 総合小児科病舎急患診療所建設工事 (建築)
備考	
設計者 氏名	
設計者 印	
確認者 氏名	
確認者 印	



図名	2階 平面詳細図	縮尺	1/50	図面番号	16/53
工事名称	仮称 岐阜市小笠原地区緊急避難所建設工事 (建築)	図面名称			
備考		確認	設計者	監理者	設計年・月・日

(A)	ALC t=125 (デザインパネル) DR工法 弾性アクリルシリコン樹脂系吹付		(K)	アルミ水切 シルバー
(B)	ALC t=100 DR工法 弾性アクリルシリコン樹脂系吹付		(L)	鋼板パネルt=2.3つ集り樹脂塗装
			(M)	鋼材：SOP
(E)	セメント押出成形版 t=60 弾性アクリルシリコン樹脂系吹付		(O)	防水モルタルをゴ子仕上 アクリルシリコン樹脂トップコート塗
			(P)	壁紙VP 100A VP
			(G)	
(H)	アルミ窓水 シルバー (記号欄の数字はW寸法を表す)		(H)	
(I)	アルミ窓水 フラッシュユカバ-90 シルバー		(I)	
(J)	アルミ裏切り W=80 (MK80<複研製(金業工業)>同等品) シルバー		(J)	



種類 設計者 氏名 日	種名		工事名称 飯祿 越谷市小児医療緊急診療所建設工事（建築）	図面名称 北東 立面図	縮尺 1/50	図面番号 19 / 53
	用途					

物件番号	1
受付番号	

記入例

一般競争入札参加申込書

提出日を記入してください。

平成28年〇〇月〇〇日

(あて先)

越谷市長 高 橋 努

一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申込みます。

記

1 入札参加物件

物件番号 1 越谷市神明町二丁目60番1 (宅地) 942.22 m²

2 入札実施日時

平成28年12月7日 (水) 午後2時

3 入札申込人

住 所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

住所・氏名を記入の上、実印を押印してください。

越谷株式会社

氏 名 代表取締役 越谷太郎 (実印)

担当者の連絡先を記入してください。

(法人の場合は代表者名義を使用してください)

(連絡先) 法人の場合には入札の事務を担当される方について、個人の方の場合には日中に連絡が取れる連絡先をご記入願います。

「部署名」不動産部 「役 職」部長 「氏 名」越谷次郎

「電 話」〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 又は E-mail 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(注) 実印を押印してください。共有で入札に参加される場合は、共有者全員の記名・押印(実印)と持分割合を記入してください。(別紙可)

物件番号 1
受付番号

一般競争入札参加申込書

平成28年 月 日

(あて先)

越谷市長 高 橋 努

一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申込みます。

記

1 入札参加物件

物件番号1 越谷市神明町二丁目60番1 (宅地) 942.22 m²

2 入札実施日時

平成28年12月7日 (水) 午後2時

3 入札申込人

住 所 _____

氏 名 _____ (実印)

(法人の場合は代表者名義を使用してください)

(連絡先) 法人の場合には入札の事務を担当される方について、個人の方の場合には日中に連絡が取れる連絡先をご記入願います。

「部署名」

「役 職」

「氏 名」

「電 話」

「FAX 又は E - mail」

(注) 実印を押印してください。共有で入札に参加される場合は、共有者全員の記名・押印(実印)と持分割合を記入してください。(別紙可)

記入例

委任状

代理人の住所・氏名を記入の上、
認印を押印してください。

代理人 住所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷株式会社
氏名 不動産部長 越谷次郎 (印)

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記越谷市有地売払いの一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件番号	物件名称	地積 (㎡)
1	越谷市神明町二丁目60番1	942.22

平成28年〇〇月〇〇日

委任日及び申込人(委任者)の住所・氏名を記入の上、実印
を押印してください。

申込人(委任者) 住所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷株式会社
氏名 代表取締役 越谷太郎 (実印)

(注) 申込人(委任者)の印は、印鑑登録済みの印鑑を使用し、印鑑証明書を添付してください。

記入例

入札書

提出日を記入してください。

平成28年〇〇月〇〇日

(あて先)
越谷市長 高橋 努

住所・氏名を記入の上、実印を押印してください。

入札者 住所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷株式会社

氏名 代表取締役 越谷太郎 (実印)

代理人 住所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷株式会社

氏名 不動産部長 越谷次郎 (印)

入札金額は算用数字ではっきりと記入し、金額の前に必ず¥マークを記入してください。

入札金額									
十 ¥	億 〇	千 〇	百 〇	十 〇	万 〇	千 〇	百 〇	十 〇	円 〇

(物件番号 1)

所在地	地目	地積 (㎡)	備考
越谷市神明町二丁目60番1	宅地	942.22	建物解体撤去条件付

「市有地売払い一般競争入札参加要領」を承知の上、上記のとおり入札します。

- (注) ① 代理人により入札するときは、委任者の住所・氏名を入札者欄に記入（押印は不要）し、代理人の住所・氏名を「代理人」欄に記入の上、押印してください。
- ② 代理人による場合には、必ず委任状と同じ印鑑を押印してください。
- ③ 金額は、算用数字で右詰めで記入し、最初の数字の前には「¥」を記入してください。
- ④ 記入事項を訂正した場合においては、その箇所に必ず押印してください。
ただし、入札金額は訂正できません。

記入例

入札保証金提出書

提出日を記入してください。

平成28年〇〇月〇〇日

(あて先)
越谷市長 高 橋 努

入札者の住所・氏名を記入の上、実印を押印してください。

入 札 者 住 所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷株式会社
氏 名 代表取締役 越谷太郎 (実印)

下記の金額を 物件番号1 越谷市神明町二丁目60番1 の入札にかかる入札保証金として提出します。

銀行振出小切手で持参した入札保証金額を算用数字で記入してください。(入札金額ではありません。)

(入 札 保 証 金)

金 額	億	千 円	百 〇	十 〇	万 〇	千 〇	百 〇	十 〇	円 〇

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を返還してください。

入札保証金返還受領書

上記記載の入札保証金を受領いたしました。

平成28年〇〇月〇〇日

返還を受けるときに、入札者・代理人の住所・氏名を記入の上、受領印を押印してください。

受 領 者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)